



# 有田2000 ロータリークラブ



No. 995  
Club Bulletin

会長 芝 毅  
幹事 森 誠  
クラブ会報委員長 永石 睦巳

## 平和と紛争予防/紛争解決月間

### 四つのテスト 言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

例会日/毎週水曜日 19:00

事務局・例会場/〒643-0025

有田郡有田川町土生409

吉備インターゴルフセンター

TEL0737-52-8960

FAX0737-22-6800

E-mail: info@arida2000rotary.club

URL: http://arida2000rotary.club/

### 本日のプログラム

令和5年3月5日(日)第996回

## 有田川町駅伝移動例会

### 次回のプログラム

- 2月22日 細則による休会  
3月 5日 有田川町駅伝移動例会  
3月 8日 湯浅町立田村小学校  
校長 辻信明様

## 前回の報告(第995例会)

### 開催日

令和5年2月15日(水) 19時00～

ソング 「手に手つないで」

会長の時間 幹事報告 委員会報告 ニコニコ箱  
報告 出席報告

会員卓話 前任君

### ●会長の時間●

#### 会長 芝毅君

皆さん 今晚は！  
メンバーの出席ありがとうございます。又、本日の例会は、会員卓話前君です。よろしくお願いします。

私の家には、梅の花が3本植わっています。南に面している2本にちらほらと花が咲き始めました。なかなかきれいですよ。徳田の方に来られたら見てください。というわけで、今日は梅について調べました。

梅のプロフィール(名称・分類) 落葉小高木。高さ5～10m。花は観賞、実は食用として広く各地で栽培される。

名称 和名 ウメ(梅) 古名 ムメ



別名・異称好文木(こうぶんぼく)・木の花(このはな) 春告草(はるつげぐさ)・匂草(においぐさ) 香散見草(かざみぐさ)・風待草(かぜまちぐさ) 香栄草(こうばえぐさ)・初名草(はつなぐさ) 花の兄(はなのあに)  
※ 日本では、奈良時代「万葉集」では「ウメ」、平安時代以後は「ムメ」、現在は「ウメ」と言っている。名前の由来「うむみ(熟実)」の約転。薬用として渡来した燻し梅(ふすべしうめ)「烏梅(うばい)」に由来。中国音「メイ」の転訛。・・・など、いろいろな説がある。原産地 古くから日本(九州北部)に自生していたという説もあるが、奈良時代以前に、中国文化と共に遣唐使(けんとうし)が薬として、中国(湖北省・四川省)から日本に持ち帰ったものといわれている。日本の風土によく合い、平安時代に広く普及した。  
花言葉 忠実、気品 梅はバラ科の植物

### ●幹事報告●

#### 幹事 森誠君

加納君歓迎会

2月25日(土) 18時30分から

橘屋 会費 8,000円

3月5日(日) 有田川町駅伝移動例会

例会変更(ホワイトボード)



●各委員会報告●

週報委員会

2月号ロータリーの友を  
読む

永石睦巳君

縦組

P8～AFP通信フォトグラ  
ファー

P20 大阪ロータリーク  
ラブ創立100周年

P30 ちょっと殺菌、発  
酵食品

横組

P4 人との出会い他者  
のために生きる

P26 ひとり親困窮家庭に食料支援



●会員卓話●

前任君

2022年規定審議会 クラ  
ブと地区に関連する重要な変  
更（以下の変更点は2022  
年7月1日より適用されま  
す）

大項目

項目：（制定案番号）←対応規則

内容（解説）



出席

ローターアクター：（22-84）←[国際ロータリー細  
則 4.090.](#)

ローターアクターは、招待されなくてもロータ  
リークラブとロータリー衛星クラブの例会に出席  
できることが明文化された。

報告：（22-85）←国際ロータリー細則 4.080.

※幹事及び事務局には影響があります。

クラブが地区ガバナーに月次出席報告を提出する  
義務は廃止された。

出席規定の免除：（22-92）←クラブ定款 10条  
5節（b）

次の要件が満たされた場合、会員が出席規定の免  
除を受けるためにクラブ理事会の承認を必要とし  
ないことが明確にされた。「一つまたは複数の  
ロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の  
合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータ  
リアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい  
希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告した場  
合」。

奉仕部門

平和：（22-78）←クラブ定款 6条 3

標準ロータリークラブ定款の第三奉仕部門が次の  
ように改正された：「奉仕の第三部門である社会  
奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すこ  
とにより、クラブの所在地域または行政区域内に  
居住する人々の生活の質を高めるために、時には  
他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組  
みから成るものである」。ロータリーのパート  
ナー団体である経済平和研究所は、「積極的平  
和」を「平和な社会を作り、維持するために必要  
な行動・姿勢、組織、構成」と定義し、その要素  
には、「良好なビジネス環境、資源の公平な配  
分、情報の自由な流通、高レベルな人的資本、他  
者の人権の受容、低レベルの腐敗／汚職など」が  
含まれる。

クラブ

訴訟：（22-38）←国際ロータリー細則 3.020.

地区に対して訴訟を起こしたり、訴訟が継続され  
た場合、RI理事会は、訴訟を起こした／継続した  
クラブまたはローターアクトクラブ、あるいは訴  
訟を起こした／継続した会員またはローターアク  
ターを有するクラブまたはローターアクトクラブ  
を、加盟停止または終結する権限が与えられた。  
クラブ理事会の議事録：（22-07）←クラブ定款

●ニコニコ箱●

芝毅君：前君 本日の宜しくお願い致します。  
森誠君：みなさんこんばんは！前さん本日の卓  
話宜しくお願い致します。

南良暢君：前さん 本日宜しくお願い致しま  
す。

永石睦巳君：前さん 先月引き続き宜しくお願  
い致します。

前任君：本日の卓話は眠くなると思いますがよ  
ろしくお願い致します。一ヶ月弱で2回の卓話  
は少しきついです。

梅本茂喜君：前君 本日よろしくお願い致しま  
す。

平松一彦君：前君 卓話有難うございます。大  
浦君 永石君 11月有難うございました。

●出席報告●

梅本茂喜君



	会員数	出席者数	出席率
本日の出席	15名	9名	60.0%
今年度平均		11.5名	76.6%



### 7条3節

理事会のすべての会合後 30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべき（以前は60日以内）。

### クラブ財務

クラブ人頭分担金の増額：(22-46) ←国際ロータリー細則 18.030.1

よりよい支援をクラブに提供するため、RI 人頭分担金は、2022-23 年度には半年ごとに米貨35ドル50セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨37ドル50セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨39ドル25セント、2025-26 年度には半年ごとに米貨41ドルとなる。

### 審議会

立法案：(22-56) ←[国際ロータリー定款 16条](#)・国際ロータリー細則 7.030.・8.040.

地区は、クラブ提案の立法案と同様の承認手続きによって、規定審議会に制定案を、決議審議会に決議案を提出できる。地区が提案する制定案と決議案は、地区大会、地区立法案検討会、RIBI 地区審議会、またはガバナーの実施するクラブ投票によって承認を受けなければならない。

採択された決議案：(22-69) ←[国際ロータリー定款 10条](#)

RI 理事会は、決議審議会の終了から1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全地区ガバナーに通知することが義務づけられる。

### 地区

ゾーン内のセクション：(22-28) ←[国際ロータリー細則 11.010.](#)

RI 理事会がゾーン内のセクションを新設、変更、廃止する際にクラブの過半数の承認を必要とするという規定が廃止された。

地区の境界変更：(22-72) ←国際ロータリー細則 15.010.1

地区の境界の変更基準が変更されたことにより、RI 理事会は、クラブ数が20未滿またはロータリアン数が1,100名未滿の地区の境界を変更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区に統合、あるいはクラブ数が100またはロータリアン数が5,400名を上回る地区を分割することができる。

試験的プロジェクト：(22-71) ←国際ロータリー細則 14.020.

RI 理事会は、影響を受ける全地区による承認を得ることを条件として、RIBI および/またはオーストラリアとニュージーランドを含むゾーン内のクラブの管理方法として試験的プロジェクトを創設できる。

ガバナーの選出：(22-61) ←国際ロータリー細則 11.020.・12.030.

候補者推薦の提出の要請は、指名委員会への推薦の締切日の少なくとも2カ月前までに行われな

ければならないことが明確になりました。また、後継者の選出が既に完了している場合におけるガバナーノミニエとガバナーエレクトの空席を埋めるための手続きが明確になった。

### 会員

公平さとインクルージョン：(22-10) ←国際ロータリー細則 4.070

すべてのロータリークラブとローターアクトクラブが構築に努めるべき「バランスの取れた会員基盤」の定義の一部として、多様性に加えて公平さとインクルージョンが追加された。

所在地域：(22-13) ←国際ロータリー定款 5条・クラブ定款 13条2節

会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有するという要件が廃止された。

入会候補者：(22-14) ←[国際ロータリー細則 4.090](#)

正会員はどのクラブに対しても入会候補者を推薦できる。

衛星クラブ：(22-15) ←国際ロータリー細則 1.4・クラブ定款 1条6・8条4節

衛星クラブの会員は一つのスポンサークラブのみの会員である必要はなくなった。

### RI委員会

ローターアクト (22-18) ←[国際ロータリー細則 17.040](#)

ローターアクターはRI委員会の委員を務めることができる。

### RI財務

年次報告書と予算：(22-54) ←国際ロータリー細則 18.050.5・18.080

すべてのクラブとローターアクトクラブは、RIの年次報告書と予算をRIウェブサイトから入手できるものとするのが規定された。

### RI役員

RI理事：(22-21) ←[国際ロータリー細則 5.080](#)・11.020

RI理事および理事指名委員会委員の資格条件から、ロータリー研究会と国際大会への出席という条件が削除された。

元役員という立場：(22-27) ←国際ロータリー細則 6.050

RI理事会は、そのような決定が下されるべきではない理由を元役員が述べる聴聞の機会を与えた後で、ロータリアンの元役員身分を剥奪する権限が与えられる。

### ●閉会点鐘● 芝会長